

居宅介護支援費の算定に係る「特定事業所集中減算」の取扱いについて

1 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所が判定期間に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービスの計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数が多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に、減算適用期間の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位が減算される。

2 判定期間と減算適用期間

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日

3 算定様式及び算定方法

- (1) 特定事業所判定様式は、様式1及び2によるものとする。なお、各事業者において、これに準ずる様式により作成することは差し支えない。
- (2) 様式1及び2については、判定期間ごとに作成すること。
- (3) 様式1により、判定期間に作成した居宅サービス計画のうち訪問介護サービス等を位置付けたものについて、利用者ごとに最も多く位置付けた法人の事業所を算出し、それぞれのサービスの紹介率最高法人を確定すること。
- (4) 様式1の算出結果を様式2に転記した結果、
 - ① 訪問介護サービス等のいずれも紹介率最高法人の紹介率が80%以下の場合、事業所において当該様式を保存すること。
 - ② 訪問介護サービス等のいずれかの紹介率最高法人の紹介率が80%を超える場合には、判定期間の翌月15日までに、様式2に判定期間に係る様式1を添付し、栗原市に各1部提出すること。
- (5) 特定事業所判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存しなければならない。

4 判定した割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、様式3及び正当な理由であることを示す確認資料を提出すること。ただし、確認資料により形式的な要件を満たしたことのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、その他利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて総合的に判断するものとする。また、審査の結果、当該居宅介護支援事業所から提示された理由が不適当と判断された場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。

なお、様式3は、80%を超えたサービスごとに提出するものとする。

(1) サービス事業所が少数である場合

① 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（運営規程で定めている事項）に指定訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合

※事業所数は、それぞれの判定期間の最終月の初日で判断する。それぞれの時点での事業所の所在地については、県長寿社会政策課、もしくは栗原市介護福祉課ウェブページに掲載の一覧で確認する。

② 以下に該当する場合、当該居宅サービス計画分を、全ての居宅サービス計画（分母）の総数及び位置付けた居宅サービス計画（分子）の総数から減じて再計算した結果80%以下となる場合

イ 訪問介護において、通院等のための乗車又は降車の介助を利用者に対して提供する必要がある場合に、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、当該サービスを提供できる指定訪問介護事業所が5事業所未満であるため、特定の事業者集中していると認められる場合

ロ 通所介護において、個別機能訓練、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを利用者に対して提供する必要がある場合に、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、当該サービスを提供できる指定通所介護事業所が5事業所未満であるため、特定の事業者集中していると認められる場合

(2) 当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている場合

(3) 事業所が小規模である場合

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

(4) 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合により特定の事業者集中していると認められる場合

以下に該当する場合、当該居宅サービス計画分を、全ての居宅サービス計画（分母）の総数及び位置付けた居宅サービス計画（分子）の総数から減じて再計算した結果80%以下となる場合

① 利用者に幅広い事業所情報を提示していること

② ①により紹介率最高法人の事業所が適切に選択されていること

※医療系サービスについて、サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師との密接な連携を確保するため特定の事業所に集中していると認められる場合は、正当な理由（5）に該当するものとして取り扱って差し支えないものとする。

(6) その他正当な理由と栗原市が認めた場合